

命 令 書

再 審 査 申 立 人 株式会社燃料油脂新聞社

再 審 査 被 申 立 人 総評大阪地域合同労働組合

主 文

本件初審命令主文第1項及び第2項を取り消し、この部分に関する再審査被申立人の救済申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

1 当事者等

(1) 再審査申立人株式会社燃料油脂新聞社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社を、全国各地に18支局を置いて、主に日刊の「燃料油脂新聞」の発行を行っており、その従業員数は初審結審時約140名である。会社の組織は、大別すると編集、営業、業務（新聞の発送、新聞代の集金、販売拡張等）の3部門から成っている。本件紛争の発生した大阪支局の組織も同様であるが、同支局の従業員数は初審結審時17名である。大阪支局長は、同支局を統轄する責任者ではあるが、会社から従業員の転勤、解雇に関する権限は与えられていない。なお、会社の関連会社として、東京都所在の株式会社月刊ガソリン・スタンド社（以下「GS社」という。）、札幌市所在の北海道石油新聞社（以下「北石社」という。）等があり、会社とこれら関連会社との間において適宜人事異動も行われている。

(2) 再審査被申立人総評大阪地域合同労働組合（以下「組合」という。）は、大阪府下の労働者約600名で組織されている労働組合である。会社には、本件紛争を契機として、昭和59年4月6日に結成された組合の燃料油脂分会（以下「分会」という。）があり、初審結審時の分会員数は3名である。

2 A1に対する仙台支局への転勤命令及びA1による転勤拒否

(1) A1（以下「A1」という。）は、大学卒業後の昭和49年10月、会社の専務取締役B1（以下「B1専務」という。）、大阪支局長B2（以下「B2支局長」という。）らの面接を受けて同社に採用され、大阪支局営業部に配属された。翌50年10月、A1は東京本社業務部へ転勤を命じられたが、その際、当初この転勤命令に従おうとせず、会社からの二度にわたる説得を受けた後にそれを承諾した経緯がある。A1は55年4月まで東京本社に勤務し、同年5月から大阪支局業務部に配属されたが、それらの間、新聞代の集金、販売拡張等の業務に従事していた。

(2) 会社は、次のように、昭和59年2月に職員の退職に伴う新規採用を行い、これに続き3月1日付けをもって人事異動を行った。

昭和59年2月2日	退職	C 1	(広島支局)
同	2月6日	退職	C 2 (広島支局)
同	2月9日	採用	C 3 (名古屋支局)
同	2月27日	採用	C 4 (大阪支局)
同	3月1日	退職	C 5 (名古屋支局長)
	異動	C 6	(大阪支局営業部から名古屋支局長)
		C 7	(GS社から広島支局)
		C 8	(北石社からGS社)
		C 9	(本社営業部からGS社)
		C 10	(仙台支局盛岡駐在から北石社)

(3) 会社は、A 1 の勤務状況については高い評価を与えてはならず、その仕事振りをマンネリ化しているものと見て、新しい職場を与えて働かせることを考え、かつ、本人が独身でもあり、過去にも東京への転勤歴のあることを考慮して、上記3月1日付けで行われた人事異動により欠員となった仙台支局に同人を転勤させることとした。

(4) 昭和59年3月29日午後5時頃、B 2 支局長は、東京本社からの指示に従い、A 1 に対し、「仙台支局に行ってみないか。仙台支局で働けば一人支局長になれる道もある。」などと述べて、会社側の転勤命令の意向伝達を行ったが、これに対し、A 1 は「遠いから行く気はありません。」と答えた。

(5) 昭和59年4月2日、B 2 支局長はA 1 に対して、4月9日までに仙台支局へ着任するように口頭で伝えたが、A 1 は「急なことだから行けない。」と転勤を拒否する意思を示した。

(6) 昭和59年4月5日、B 2 支局長はA 1 に対して、「仙台支局に行かないと解雇される。」旨述べ、転勤に応じるよう説得したが、A 1 は「10月頃に結婚する予定だし、仙台は遠すぎるので行く気はない。」旨返事した。これに対して、B 2 支局長は、10月以降なら転勤に応ずる気があるのかなどを質した後、「一度本社と相談してみる。」と述べた。

(7) 昭和59年4月6日午後5時頃、B 2 支局長はA 1 に対し、「私から本社のB 1 専務に君の転勤の拒否理由を話したところ、B 1 専務は君の拒否理由を認めていない。仙台支局に行かないのならば君の方から退職願を出すように。」旨述べた。A 1 が退職願を提出することを拒否する意思を示したところ、B 2 支局長は「とりあえず4月9日午後1時にもう一度会おう。」旨述べた。

しかしながら、4月9日には、後記3(2)認定のように、同日午前、A 1 らによる組合分会結成通告がB 2 支局長に対してなされ、同日午後には、A 1 とB 2 支局長との話し合いはなされなかった。

3 A 1 らの組合加入と分会結成、並びに組合及びA 1 に対する会社の対応

(1) 前記2(6)認定の、昭和59年4月5日におけるB2支局長からA1に対する転勤拒否による解雇の示唆があった、その翌4月6日朝、A1は大阪総評に電話をし、同日正午頃、北地協の事務所を訪れ、組合オルグに面会した。さらに、前記2(7)認定の、4月6日夕刻におけるB2支局長からA1に対する退職願の提出要請のあった、同日夜、A1ら3名は組合の指導を受けて組合に加入し、直ちに分会を結成して、A1が分会長に、大阪支局編集部員A2(以下「A2」という。)が副分会長に、同編集部員A3(以下「A3」という。)が書記長となった。

なお、分会の結成に至るまでの準備行為については、会社がこれを知り、何らかの対応をした事実はない。

(2) 昭和59年4月9日午前9時30分頃、A1、A2及びA3は、組合のオルグ3名とともにB2支局長を訪れ、会社に対し分会結成通告を行うとともに、次の4項目を掲げた要求書を提出した。

「一、労基法・労組法を遵守すること。

一、組合事務所を設置すること。

一、組合員の労働条件については、事前に組合と協議し、その同意をうること。

一、就業規則を明示せよ。」

この要求書についての若干の話し合いの後、B2支局長は組合側の要求に応じ、要求書の余白に「二項を除き主旨に努力する」と書いた後、「努力」の語を消して「確認」と書き込み、さらに余白の別の箇所に「上記要求書の件については本社に連絡、4月11日午前9時半に返事できるよう努力します」旨を記入し署名した。

なお、組合が「A1の転勤問題についてはどうなるのか。」と聞いたところ、B2支局長は「分会ができたから当然話をする必要がある。」旨述べた。

(3) 同4月9日、B2支局長からのファクシミリによる連絡で上記分会結成通告を知ったB1専務は、実態関係を調査するからB2支局長ら大阪支局の幹部はホテルで待機するように指示した後、同日夕刻、直ちに来阪してB2支局長らと対応策を協議し、その結果、組合問題については今後本社がすべて対応することとした。

(4) 翌4月10日始業直後、B2支局長はA1に対し、当面大阪支局で上司のC11(以下「C11」という。)の指示を受けて仕事をすることを命じた。

A1は、B2支局長からなされたこの指示を仙台支局への転勤命令の撤回と受け取り、直ちに組合にその旨連絡した。なお、同10日及び翌11日の両日、A1はC11の指示のもとで仕事に従事した。

(5) 昭和59年4月11日、B2支局長は、組合に上記4月9日の要求書に対する会社からの回答期日を延ばしてくれるよう電話で要請した。その際、組合から「A1さんの件はどうなっていますか。」と尋ねたのに対し、B2支局長は「もう仕事をしてもらっています。」といった程度の返事をし

- た。
- (6) 同4月11日午後11時頃、B2支局長は、本社から自宅あての電話で、組合問題及びA1の転勤問題について、①本社が対応するから大阪支局は一切タッチしないこと、②A1の身分は仙台支局にあるから同人のタイムカードを引き揚げること、③A1に大阪支局の仕事を与えないこと、等の確認及び指示を受けた。B2支局長は、すでに同日終業前に、大阪支局の業務部門全員のタイムカードを引き揚げており、翌12日始業前、業務部員のタイムカードを元の状態に戻したが、A1のものだけは戻さず、そしてA1に対し、「君の身分は仙台支局にあるから、タイムカードはここにはない。」と告げた。同日夕刻、組合はこのことについて文書で抗議した。
- (7) 昭和59年4月21日、組合と会社は大阪市内のホテルで上記4月9日付けの要求書に関する団体交渉を行った。その席上会社側は、「B2支局長には組合の要求書について諾否の権限がない。分会事務所の設置については企業内組合なら貸与するが、合同労組であるから分会が自費でつくればよい。事前協議・同意約款については応じられない。」旨述べた。なお、その際、A1の転勤問題についても話合いがなされたが、会社側は「会社として決定済みのことで4月中に仙台支局に行かなければ懲戒処分もありうる。」と述べた。
- (8) 大阪地労委でのあっせんの経過について
- ア 昭和59年4月23日、組合と会社は、大阪府地方労働委員会（以下「大阪地労委」という。）にそれぞれあっせん申請を行った。組合側の主張は、A1に対してなされた3月29日の転勤命令は組合との事前協議・同意約款に反したものであることを理由として、転勤命令の撤回を求め、また、会社側の主張は、A1に対する配置転換は組合分会結成通告以前になされたものであることを理由として転勤命令の遵守を求めたものであった。これらの申請に基づき、大阪地労委では、4月28日、5月7日及び5月9日にあっせんが行われた。同地労委は調整に努めたが解決に至らず、さらに自主交渉を行うよう当事者双方に勧告するとともに、経過を見守ることとした。
- イ 昭和59年5月16日、組合は会社に対し、A1の転勤命令の撤回に関する団体交渉を申し入れると同時に、同日午後5時から19日午後3時までA1が転勤命令に抗議して指名ストライキに入ることを通告し、同人はストライキに入った。
- ウ 翌5月17日、会社は組合に対し、「会社と組合の主張は完全に平行線であり一致点を見出す余地がないので、団体交渉には応じられない。」旨文書で回答した。また、同日、会社は、大阪地労委に上記と同趣旨の理由であっせん打切りを申し出たので、同地労委は、自主交渉の決裂によりあっせんでは解決するのが困難と判断して、翌18日あっせんは打切りとされた。

(9) 昭和59年5月19日、組合は、上記16日に申し入れた団体交渉を会社が拒否したことに抗議してA1が同日午後3時から23日午後5時30分まで引き続き指名ストライキに入ることを通告し、同人はストライキに入った。

#### 4 A1に対する解雇処分

(1) 会社による従来的人事異動のやり方と転勤命令拒否に対する取扱いは次のとおりであった。

ア 会社においては、関連会社を含む従業員の人事異動は、すべて本社が決定し、支局長等の現場責任者を通じて本人に対し、文書によることなく口頭で申し渡し、その発令を受けた者は、その翌日から原則として7日以内に着任することとされていた。

イ 転勤命令を拒否する者に対する会社の過去の対応は、次のようなものであった。

- ① まず、支局長等の現場責任者を通じて本人の説得に努め、転勤命令に応じてもらう。なお、前記2(1)に認定のとおり、A1本人に関しても、昭和50年10月の大阪から東京への転勤に際し、会社による二度にわたる説得の後、転勤を承諾させた経緯がある。
- ② 説得しても転勤命令に応じない場合は、業務命令拒否として取り扱い、本人を解雇することとするが、通常は、解雇の前に本人に退職を勧告し、本人自らの退職願の提出による退職扱いとしており、転勤命令自体を撤回した事例はない。こうして、例えば、C12(昭和59年1月。広島支局勤務から札幌市所在の北石社編集長への発令)、C13(時期不詳。東京支局勤務から仙台支局盛岡駐在勤務への発令)に対し、それぞれ本人が転勤を拒否したため、結局退職扱いとされた事例がある。

(2) 前記3(8)及び(9)認定の、組合と会社の交渉決裂、大阪地労委のあっせんを打ち切り、及びA1のストライキに続き、昭和59年5月19日、会社はA1に対し、「昭和59年3月29日発令の仙台支局への転勤命令(着任日4月9日)を何ら合理的な理由がないのに1ヵ月以上にわたり拒否し続けているのは労働契約上の義務不履行であり、同59年5月19日付けで解雇(普通解雇)し、同日までの賃金及び解雇予告手当を支払う。」旨の通告書を同人の自宅に送付した。A1は、5月21日夜、同通告書を受領した。また、会社は、同5月21日朝、大阪支局内にA1の解雇辞令を掲示した。

これに対し、組合は、5月22日、会社に対し、A1の解雇は組合つぶしを目的とした不当なものであるとして文書で抗議した。

(3) 昭和59年6月7日、組合は会社に対し、「5月22日にA1の銀行口座に振り込まれた解雇予告手当については受領を拒否する。但し、同金額についてはA1の5月20日以降の賃金及び夏季一時金の一部として受領する。」旨を文書で通告した。

翌6月8日、会社は組合に対し、「解雇予告手当の振込金額を受領したことは解雇の承諾につながる重大な事実とうけとる。」旨を文書で通告した。

これに対し、6月11日、組合は会社に対し、「解雇予告手当としてではなく、A1の賃金の一部として受領する。」旨を文書で再度通告した。

- (4) 初審結審時において、A1は本件解雇に伴う退職金を受領しておらず、同退職金は大阪支局に保管されている。

## 第2 当委員会の判断

- 1 会社は、初審命令がA1に対する解雇を不当労働行為に当たると判断したことを争い、次のとおり主張する。

昭和59年3月29日付けでA1に対し仙台支局への転勤命令を発したところ、同人は何ら合理的な理由もなくこれに従わず、会社は、同人が転勤命令を受けてから後に加入した組合との団体交渉にも応じ、大阪地労委でのあっせんなどの手続きも踏み、1ヵ月以上も待ってから本人の最終意思を確認したうえで、同年5月19日に同人に対し業務命令違反として本件解雇処分を行っているのである。かかる会社の対応は、従来転勤拒否を行った他の従業員に対して採られた措置と比較して、何ら差別的なものではない。初審命令も本件転勤命令は何ら不当労働行為には該当しないと判断しており、また、この判断に対し組合から再審査申立てはなされていない。会社がA1に対しこの正当な転勤命令に従うことを求めたのは当然であり、本件解雇処分が不当労働行為に該当すると判断されるいわれはない。

- 2 初審命令がA1に対する解雇を不当労働行為に該当すると判断した根拠は、次の3点にある。

- ① 会社のいう「転勤命令」がいつなされたのか明確でないこと、
- ② 昭和59年4月9日の分会結成通告後の会社の対応をみると、翌4月10日には仙台支局への「転勤命令」を撤回したともとれる行為に出た後、一転して4月12日に至りA1を仙台支局へ「転勤」させるための強行行為にでており、このことに仙台支局への「転勤命令」が撤回されたものと理解していた組合及びA1が反発してストライキ等を行ったことは無理からぬことと考えられること、
- ③ 大阪地労委でのあっせんにおいても会社は当初から頑なな態度をとり続け、組合が本問題の解決を求めて団体交渉を要求したが、会社は、主張は完全に平行線であるとの理由のみでこれに応じなかったこと、加えて、会社は団体交渉を拒否した日の翌々日、あっせんが打ち切られた日の翌日にA1を一挙に解雇していること。

これに対し、前記1の会社の主張は、これらの初審命令の判断根拠を争うものにほかならないので、以下に順次に検討する。

- (1) A1に対する転勤命令の明確性について

イ 会社による人事異動のやり方と転勤命令拒否に対する取扱いについては、前記第1の4の(1)に認定のとおり、会社においては、関連会

社を含む従業員の人事異動は、すべて本社が決定し、支局長等の現場責任者を通じて本人に対し、文書によることなく口頭で申し渡し、被発令者はその翌日から原則として7日以内に着任すべきものとされ、また、転勤命令拒否者に対しては現場責任者が説得に努め、本人が説得に応じない場合は、業務命令拒否として解雇することとするが、通常は解雇の前に退職を勧告し、本人自らの退職願による退職扱いとしていた。

- ロ 本件A1に対する仙台支局への転勤命令も、前記第1の2の(4)及び(5)に認定のとおり、この口頭の方式によったものであり、3月29日におけるB2支局長による命令の伝達が、会社の意向を伝える同人の言い方により多少明確さを欠いていたとはいえ、次いで4月2日に同月9日の着任日までを示してA1に告げられていることを考え合わせると、会社側の転勤命令の明確な意思表示と考えることができる。3月29日のB2支局長の言い方も、前記第1の2の(1)に認定のとおり、A1本人がかつて大阪から東京への転勤に際し当初これに従おうとせず、会社側の二度にわたる説得の結果それを承諾した経緯があったこともあり、B2支局長が本社からの命令伝達の指示につき、最初からA1に対して説得の態度に出たものと十分に推則され得るところであって、仮に3月29日の時点ではA1の意向打診にすぎないと考える余地があったとしたところで、遅くとも4月2日の時点では会社側の転勤命令の意思表示は明確にA1に対してなされたものといわなくてはならない。また、前記第1の2の(6)に認定の、4月5日におけるB2支局長の発言も、本人のA1に対する説得の態度の一つの表れにすぎないものとみることができ、前記第1の2の(7)に認定のとおり、翌4月6日には、明確に、それがB1専務に自ら確認したところである旨を述べたうえで、転勤を拒否するなら退職願を提出するように求めているのであって、4月5日のB2支局長の発言をとりあげて、会社側の転勤命令の不明確性の根拠とすることも妥当ではない。

(2) 分会結成後における組合及びA1に対する会社の対応について

- イ 前記第1の3の(1)、(2)及び(4)に認定のとおり、4月6日の分会結成に続き、4月9日午前会社に会社に対してその結成通告とともに4項目を掲げた要求書が提出され、この要求書について組合とB2支局長との間で話合いがあり、また、A1の転勤問題についても話は及んだが、翌4月10日始業直後、B2支局長はA1に対し、上司のC11の指示を受けて仕事をすることを命じた。この4月9日及び10日における組合及びA1とB2支局長との話合い及び指示の内容については当事者間に争いがあるが、初審命令は組合側の主張に副い、B2支局長の10日の指示を、転勤命令を撤回したともとれる行為と判断した。

しかしながら、前記第1の3の(3)に認定のとおり、4月9日夕刻、分会結成通告を知ったB1専務が直ちに来阪して会社側は対応策を協

議し、組合問題については今後本社がすべて対応することとしており、このことからすれば、その翌10日に、もともと人事権限のないB2支局長が独断で転勤命令を撤回するような指示をしたとは考え難いところである。また、前記第1の4の(1)に認定のとおり、会社においては、従来、一旦発令した転勤命令を撤回した事例はなく、本件A1の場合についても、4月9日の組合の要求書に対する会社側の回答等の対応策を協議する間、当面のところA1については業務上の直接の上司であるC11の指示のもとで働かせるために、その旨をB2支局長がA1に告げたものと理解するのが相当である。

ロ 前記第1の3の(4)及び(6)に認定のとおり、A1は4月10日と11日の両日はC11の指示のもとで働き、会社側は同11日終業前にA1のタイムカードを引き揚げたが、この会社側のタイムカード引揚げ行為は、前記のように当面の措置とされたA1の大阪支局での勤務を長引かせることにより生じる恐れのある混乱的事態の発生を避けるために、12日以後にはA1に大阪支局での仕事を与えないようにし、かつ、会社側の転勤命令維持の意思を明確に示そうとしたものと理解することができ、本件事案の状況に照らして特段に非難されるべきことではないといわなければならない。

(3) 大阪地労委でのあっせんの経過における会社の態度について

前記第1の3の(8)のアに認定のとおり、大阪地労委へのあっせん申請における組合側の主張は、A1に対する配置転換は組合との事前協議・同意約款に反したものであることを理由として、転勤命令の撤回を求め、これに対し、会社側の主張は、A1に対する配置転換は分会結成通告前になされたものであることを理由として、転勤命令の遵守を求めたものであった。しかしながら、組合側の主張の理由とされた事前協議・同意約款が、本件紛争の過程において会社側と締結された事実は認めることができない。また、前記第1の3の(7)に認定のとおり、4月21日における4月9日付けの組合の要求書に関する団体交渉の際にも、会社は、事前協議・同意約款を締結する意思のないことを明確に述べているところである。もし仮に4月9日における分会結成通告とともに提出された要求書についてのB2支局長との話合いの際に、前記第1の3の(2)に認定のとおり、B2支局長が組合側の要求に応じ、要求書の余白に「二項を除き主旨に努力する」と書いた後、「努力」の語を消して「確認」と書き込み、さらに余白の別の箇所に「上記要求書の件については本社に連絡、4月11日午前9時半に返事できるよう努力します」旨を記入し署名したことをもって、組合側が事前協議・同意約款が締結されたものと考えたとしても、それは何ら根拠のない思込みに過ぎないことはいうまでもない。そうしてみれば、両者の主張の理由が根本から対立していることから、大阪地労委でのあっせんによる解決に至らず、勧告された自主交渉も決裂し、あっせん打切りの結果となったものと思料されるところであ



る。

### 3 結 論

以上を要するに、A 1 に対する転勤命令は、分会結成前になされたものであり、この時期においては、前記第 1 の 3 の (1) に認定のとおり、会社側において分会結成の準備行為のあったことを知っていた事実は認められず、従って、当該転勤命令が不当労働行為を構成する余地がないことは、当委員会の判断も、初審命令の判断と結論を同じくするものである。他方、初審命令が、前記第 2 の 2 に示した 3 点を判断根拠として、「A 1 が転勤命令に長期間従わなかったのは一連の会社の態度に大きく起因するものと考えられ、本件解雇は分会の存在と分会長である A 1 の活発な組合活動を嫌悪し、A 1 が転勤を拒否していることを口実に同人の会社内での影響力を一挙に排除し、ひいては組合の弱体化を企図して行われたと考えるのが相当である。」と結論づけたことに関しては、その根拠となった上記 3 点においても、初審地労委の判断が当を得ていないことは以上に述べたとおりである。たしかに、会社の人事異動の発令が書面ではなく口頭の方式でなされ、また、本件 A 1 の転勤命令の伝達については、当初の B 2 支局長の A 1 に対する説得の態度が逆効果を生んだことは認められるが、A 1 の転勤拒否が総じて会社側の態度に大きく起因したものは到底認められない。そして、A 1 の転勤拒否による本件解雇処分とそれに至る過程における会社側の組合及び A 1 に対する対応についてみるに、以上に示した事実関係のほかには、A 1 に対する解雇処分が、会社側が分会の存在と A 1 の活発な組合活動を嫌悪し、A 1 の転勤拒否を口実に同人の会社内での影響力を排除し、組合の弱体化を図ったものであることを推認させるに足りる別段の事実も疎明されていない。

以上のとおりであるから、A 1 に対する解雇処分を労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号の不当労働行為に該当するとした初審判断は失当であり、組合の救済申立ては棄却するものとする。

よって、労働組合法第 25 条及び第 27 条並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 2 年 12 月 5 日

中央労働委員会  
会長 石川吉右衛門 ㊟